

消防水利及び消防活動空地について

建築、開発行為等により下記に該当する場合は事前にご相談ください。

1 消防水利について

開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為を行う場合には、消防水利を設けることが必要な場合があります。

2 消防活動空地について

地上階数が4以上の階に居室を有する建築物又は地盤面からの高さが10メートルを超える部分に居室の床面を有する建築物の建築を目的とする特定開発事業等を行う場合には、消防活動空地を設けることが必要な場合があります。

※ 上記にかかる技術的な基準は、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

飯田広域消防本部 警防課 企画広報係 電話 23-6001
予防課 予防係 電話 23-6002